

視察等報告書

三次市議会議長 様

報告者氏名 杉原 利明

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	杉原利明	経理責任者	齊木亨
視 察 議 員	杉原利明			
期 間	令和 6 年 1 月 31 日 (水) ～令和 6 年 2 月 2 日 (金)			
視 察 先	衆議院第 1 議員会館会議室にて 農水省、文科省、こども家庭庁			
視 察 用 務	食料・農業・農村基本法の改正、第 4 期教育振興基本計画、こども政策について			
視察先対応者	担当省庁職員 他			
概要及び所見	【概要】 三次市が抱える課題に対して、今後の国の方向性についてのレクチャーを受ける。 【所見】 我が国及び国民一人一人の食料の安定供給を確かなものとするよう食料安全保障の体制整備、環境と調和のとれた食料システムの構築、人口減少下でも食料生産水準を維持・発展させるための担い手の育成や生産基盤の強化を行っていくことが地域コミュニティの維持に欠かせないと改めて再確認できた。 2040 年以降の社会を展望した時に、教育こそが社会を牽引する中核を担う営みであると再確認。将来の予測が困難な時代において、子供たちが進むべき方向をしっかりと指し示すことができるような人物に育てられる教育計画が必要。そのためには、一人一人が未来の作り手という自覚を持ち、主体性、リーダーシップ、創造力、課題解決能力、表現力、チームワークなどを備えた人材に育てていかななくてはならない。また、社会貢献や他者との関わりを積極的に行う人物、自己肯定感や自国に愛着や誇りを持たせることが必要。 急速な人口減少と高齢化に立ち向かうために、少子化対策を行うのは 2030 年までが最後のチャンスである。そのために、この 3 年間で勝負となる。児童の意見の尊重、児童の最善の利益を優先するという考えから、本市の学校の配置（完全複式、超少人数学校）は間違っていると改めて実感。学校の適正配置においては、地域や保護者のエゴでなく、「こどもまんなか」を実現させることが急がれる。			

様式2号

視察研修報告書

三次市議会議長 様

真正会
齊 木 亨

下記の通り、研修が終了したので報告します。

東京研修及び陳情

令和6年1月31日(水)～2月2日(金)

参加者：真正会（杉原利明、齊木亨、鈴木深由紀、横光春市）

研 修 日 程

31日(水)

三次発出発 8:30→広島空港発 ANA676 10:35→羽田着 11:55→

センチュリオンホテルレジデンシャル赤坂着 12:30→

特交陳情：

参議院会館：【宮沢洋一議員（自民）・越智俊之議員（自民）・森本真治議員（立憲民主）・三上エリ議員（無所属）・宮口治子議員（立憲民主）】

衆議院会館：【小島敏文議員（自民）・佐藤公治議員（無所属・立憲民主）・齊藤鉄夫議員（公明）・岸田文雄議員（自民）・石橋林太郎議員（自民）・畦元将吾議員（自民）・小林史夫（自民）】

1日(木)

議員研修（真正会）10:30～11:30「農業基本法の変更点について」農水省

→昼食（議員会館）11:30～13:00→議員研修（ともえ）13:30～15:00「教育振興基本計画について」「教育DXの活用事例について」「インクルーシブ（特別支援教育）教育について」

文部科学省

→ホテル 15:30

2日(金)

ホテル出発 9:30→衆議院会館:9:45~11:15【平林 晃議員室(公明党)・文部科学省研修:「こども未来戦略」

衆議員会館出発 12:00 昼食→SIBUYA QWS 訪問 13:00~15:00→羽田空港出発 ANA683 18:10→広島空港着 19:40

研修日時:令和6年2月1日(木)14:00~16:30

研修会場:衆議院会館小島事務所

1. 農業基本法の変更点について

・食料・農業・農村基本法の改正の方向性について

講師:農林水産省大臣官房 政策課 課長補佐(総括) 〇〇〇〇様

・新規就農者育成総合対策

講師:農林水産省 経営局 就農・女性課

警衛専門官(企画グループ) 〇〇〇〇様

・中山間地域直接支払交付金

講師:農林水産省 農林振興局 農村政策部 地域振興課

中山間地域・日本型直接支払室 直接支払企画班

直接支払調査係長 〇〇〇〇様

・中山間地域の農業について

講師:農林水産省 農林振興局 地域振興課

中山間地域・日本型直接支払室長 〇〇〇〇様

概要:食料・農業・農村基本法の改正の方向性について

- ・「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少化における生産技術の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点から改正を行い令和6年の通常国会に法改正の提出を目指す。

改正点:食料安全保障の抜本的な強化

① 食料安全保障を柱として位置付け

- ・国全体として食料の確保(食料の安定供給)に加えて

国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むものへと再整理

② 食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け

- ・食料安全保障の確保については。過度な輸入依存の低減の観点から、輸入・

備蓄とともに国内の農業生産の増大が基本

- ・食料安定供給に当たっての生産基盤の重要性の視点を追加するとともに、輸入相手国の多角化や輸入相手国への投資の促進など

輸入の安定確保について新たに位置付け

③ 農産物の輸出の関する政策的意義について位置付け

- ・農産物の輸出について、国内生産基盤の維持の観点を追加するとともに、増大する海外需要に対応し、農業者や食品事業者の収益性の向上に資する輸出の促進が重要である旨を位置付け

④ 生産から消費までの関係者の連携促進(「食料システム」という新たな概念の位置付)

- ・食料供給の持続性を高めるため、

生産・加工・流通・小売から消費者を含む概念として食料システムを新たに位置付(同時に、関係団体の役割や食品事業者のより主体的な役割の明確化等)

⑤ 適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化

- ・食料の価格形成において

農業者、食品事業者等の関係者の相互理解と連携の下に、

農業生産等の合理的な費用や環境負荷低減のコストなど

食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された適性な価格形成を促す視点を、消費者の役割も含め明確化

⑥ 円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け

- ・幹線物流やラストワンマイル等の課題がある中で、円滑な食品アクセスの確保に関する施策を新たに位置付け

環境と調和のとれた産業への転換

○ 環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け

- ・食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け

- ・その上で、環境等の持続性に配慮した取り組みの促進などについて明確化等

人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持

① 生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化

- ・担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な人材も位置付け

② 農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け

- ・農業者が急速に減少する中で、食料供給に重要な役割を果たす農業法人の経営基盤の強化も位置付け

③ 将来の農業生産の目指す方向性の明確化

- ・食料の安定供給を図るためにも、
スマート農業の促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」、
知的財産の確保・活用などによる「付加価値の向上」、
「環境負荷低減」といった将来の農業生産が目指す方向性を位置付け
- ・特により少ない農業者で食料供給を確保しなければならない中で、
サービス事業体の育成・確保を位置付け

④ 近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化

- ・防災・減災や既存施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の基盤の整備に加え、保全等も位置付け
- ・家畜伝染病・病虫害の発生予防・まん延防止の対応についても位置付け

⑤ 農村振興の政策の方向性の明確化

- ・農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加や農村 RMO の活動促進、
多面的機能支払いによる「地域社会の維持」を位置付け
- ・農泊の推進や 6 次産業化など地域資源を活用した産業の振興を位置付け
- ・鳥獣害対策や農福連携などについて明確化

所見:

食料・農業・農村基本法の改正について、これまで 1961 年に旧基本法が制定されて、農業の生産性の向上や農業生産者の地位向上などが唱えられてきたが、1999 年の現行基本法では食料の安定供給や、多面的機能の向上で食料自給率向上へ農業の持続的発展を唱えていたが、米作中心の考え方では、米離れが起き国の食糧管理法に基づく減反によるコメの価格維持政策で進められてきたが、結果的に国の食糧管理費が国民の大きな負担となったが農業の構造改革は進まなかった。しかし農業の法人化などで経営体の大規模化で農業の産業化は進んできている。

今回の改正はロシア・ウクライナ紛争により食料・エネルギー・資源などの高騰不安定化が国際環境の変化の始まり。今後、農業に携わる人材の確保のためには国はしっかりしたビジョンを持ち具体的な説明や指針が明示される必要がある。

概要: 新規就農者育成総合対策

新規就農者育成総合対策事業の全体像

令和 5 年度当初予算額 19,225 百万円

① 経営発展への支援

(機械・施設・家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者: 認定新規就農者(就農時 49 歳以下)

支援額: 補助対象事業費上限 1,000 万円

補助率: 県支援分の 2 倍を国が支援

② 資金面の支援

・経営開始資金

対象者:認定新規就農者(就農時49歳以下)

支援額:12.5万円/月(150万円/年)×最長3年間

補助率:国 10/10

・就農準備資金

対象者:研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額:12.5万円/月(150万円/年)×最長2年間

補助率:国 10/10

・雇用就農資金

対象者:49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額:最大60万円/年×最長4年間

補助率:国 10/10

③ サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

○サポート体制構築事業

・農業団体等の伴走機関が行う研修(農場の機械・施設の導入等を支援)

・就農相談員 :資金・生活面等の相談

・先輩農業者等 :技術・販路確保等の指導

・社会人が働きながら受講できる研修の実施

○農業教育高度化事業

農業大学校・農業高校等における

・農業機械・設備等の導入

・国際的な人材育成に向けた海外研修

・スマート農業、環境配慮型農業党のカリキュラム強化

・現場実習や出前授業の実施等

○農業者キャリアシップ支援事業

都道府県等による現役農業者に対するデジタル・グリーン分野の人材育成強化

○農業人材確保推進事業

インターンシップ、身・農業人フェアの実施等

所感

新規就農者には支援があるが、支援をしてもらってない既存農業者への補助事業は比較的少なく、事業拡大や施設拡充の計画への補助は少ないので、経験農業者への支援の拡充を考えてもらいたい。

概要

中山間地域等直接支払交付金

【対策のポイント】 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

【事業目標】 耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地 7.5 万haの減少を防止

事業の内容

① 中山間地域等直接支払交付金 25, 800 万円

主な交付単価

地目 田 急傾斜(1/20～)・ 21,000 円

緩傾斜(1/100～)・ 8,000 円

畑 急傾斜(15 度～)・ 11,500 円

緩傾斜(8 度～)・ 3,500 円

② 中山間地域等直接支払推進交付金 300 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化する。

事業イメージ

① 対象地域 中山間地域等(地域振興)一法と棚田法指定地域及び知事が定める

地域)

② 対象者 集落協定又は個別協定に基づき 5 年以上継続して耕作を行う農業者等

③ 集落協定に基づく活動

- ・農業生産活動等を継続するための活動
- ・農業生産活動等の体制整備のための取組

④ 加算措置

・棚田地域振興活動加算

棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等

(田 1/20 以上、畑 20 度以上)の保全と地域の振興を支援 10, 000円/10a

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地

(田 1/10 以上、畑 20 度以上) 14, 000円/10a

・超急傾斜農地保全管理加算

(超急傾斜農地(田 1/10 以上、畑 20 度以上) 6, 000円/10a

・集落協定広域化加算【上限 200 万円/年】

(広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援)

・集落機能強化加算 【上限 200 万円/年】

3, 000円/10a

(新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援)

3, 000円/10a

・生産性向上加算 【上限 200 万円/年】

(農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援)

3, 000円/10a

所感

中山間地域等直接支払制度は中山間地の圃場や畑の農地維持に役立っているが運営によっては作業員の手当てにならない。法人の機械更新などに運用しているケースが多い。農地維持の継続につながるので地域の大事な支援になっている。

概要: 中山間地域の農業について

1 中山間地域について

① 中山間地域の位置づけ

○位置付けは「山間地及びその周辺の中山間地域で国土の骨格部分に位置している地域」

○中山間地域の農家数や農業産出額、耕地面積のそれぞれ4割を占めるなど我が国農業・農村の中で重要な役割を果たしている。

② 中山間地域の人口減少と農業集落の状況

○条件不利地域ほど人口減少は顕著、集落内の戸数減少は著しい状況。特に集落の戸数が9戸以下になると、農地の保全等を含む集落活動の実施率が急激に低下

○今後の人口動態を踏まえると、中山間地域での集落活動実施率は更に低下し、食料供給機能や多面的機能の維持・発揮に支障が出る恐れ。

2 中山間地域の農業への支援について

① 中山間地農業ルネッサンス事業

○この事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性をいかした活動の推進や各種支援事業の優遇措置等により通山間地域農業を元気にします。

② 中山間地農業ルネッサンス事業における優遇措置等

③ 中山間地域農業推進対策

○中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取り組み、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取り組みを支援する。

④ 農村型地域運営組織(RMO)形成推進事業～地域で支え合う村づくりの推進

○中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証実験やデジタル技術の導入・定着を推進する取り組みのほか、協議会の伴奏者となる中山間支援組織の育成等の支援をする。

⑤ 集落機能を補完する農村型地域運営組織(農村RMO)の形成推進

○中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源(農地・水路等)の保全や生活環境(買い物・子育て等)など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。

○このため、複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会や社会福祉法人など地域の関係者とが連携し、農村型地域運営組織(農村 RMO)を形成し、農用地保全、地域資源活用、生活支援などに取り組み、地域コミュニティ機能を維持・強化することが必要。

○一方、取り組みには専門的な知識・技術やノウハウが必要であるが、個々の地域で確保することは困難であること等が課題。

⑥ 農村 RMO の形成推進～地域で支え合うむらづくり～

○中山間地域等では高齢化・人口減少の進行により集落活動の実施が難しくなることで、農地や生活環境を維持していくために必要な集落機能が弱体化。

○特に、中山間地域等の小規模集落ほど集落活動が困難になることから、農用地保全や生活支援など個々の集落が持つ機能を複数集落エリアで補完する体制を維持・構築することが大事。

⑦ 最適土地利用総合対策

○中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基板整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援。

⑧ 山村活性化支援交付金

○山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取り組みを支援。

⑨ 中山間地域所得確保対策

○中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握・生産・加工・流通・販売の再編(スマートフードチェーンの構築)、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保のに向けた計画の策定と実践を支援します。

所感

人口減少で地域の維持が出来なくなった集落が増えている。国の支援が必要。市も中山間地の人工の維持対策を工夫しなければならない。このままの状態が続くと地域の維持が出来なくなり消滅する集落が出てくる。若年層に魅力ある農業や酪農、林業への利用しやすい支援を考える必要がある。

概要 : 第 4 期教育振興基本計画について

文部科学省 総合教育政策局政策課 課長補佐 (併)振興計画係長 沼澤綾子様

1. これまでの教育振興基本計画

平成 20 年 7 月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5 年ごとに第 2 期、第 3 期計画を策定。

① 基本の方針

- ・第1期計画:今後10年間を通じて目指すべき教育の姿。
- ・第2期計画:一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「想像」していくことができる「生涯学習社会」の構築。
- ・第3期計画:教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する。

②第3期計画期間中の成果と課題

- ・学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合が増加
- ・コロナ禍の影響により留学生が激減
- ・小中学校の教師1週間当たり学内総勤務時間は引き続き長時間勤務。

2. 第4期教育振興基本計画のコンセプト

- ・将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる。
- ・主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材に育成。
- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せと豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上。
- ・幸福感、学校や地域社会でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に取り組む。

5つの基本的な方針

- グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成。
- 誰一人取り残されず、すべての可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進。
- 教育デジタルインフォメーション(DX)の推進。
- 計画の実効性確保のための基盤整備・対話。
- 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進。

所感

これからの教育はICT環境の整備や、地域の企業・NPO・団体との連携や協働、安心安全で質の高い教育が求められる。地域社会で何をすれば良くなるか、そのためにないがどうかを考え、そのことを学級内で話し合い解決方法を探っていく児童生徒を育てる。また、ICTの活用で学校外の人とやりとりできる取り組みを増やすことも必要。

そうした取り組みで児童生徒が社会での課題をいち早く感じ取り、問題解決に関心を持てるような教育の推進をしていかなければならない。

概要

1. 教育 DX の活用事例について

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 課長補佐
学校デジタル化プロジェクトチームサブリーダー
学びの先端技術活用推進室 専門官 中村嵩志様
総合教育政策局 教育推進室室長補佐 稲葉めぐみ様

- ・第1段階…アナログ・紙をデジタル化することで学習や業務を効率的・効果的にする。
- ・第2段階…デジタル技術・データ活用による学習指導・教育行政の改善・最適化。
- ・第3段階…学習モデルの構造等が質的に変革し、新たな価値を創出。

2. 教育データの利活用に係る論点整理

- ・教育データの定義
- ・教育データの利活用の原則
- ・教育データの利活用の目的(将来像の具体的イメージ)
を有識者会議で論点の整理

3. 教育 DX の実現に向けた取り組み

- ・現在自治体・事業者ごとにバラバラに定義されたり、バラバラに活用されている教育データやノウハウ・知見を全国レベルで共有し、それらを用いて新たな価値を創り出すことで、行政や教育現場の次のアクションにつなげ、学びの在り方を変革し、日本全体の教育水準の向上に役立てる。

4. 国策としての GIGA スクール構想の更なる推進

- ・これまでの成果…世界に先駆け、わずか1～2年で整備完了。7～8割の校長が1人1台端末の効果を実感する。
- ・直面する課題…地域学校間で活用格差。こうした中、端末の更新期が迫る。
- ・今後の方向性～(教育 DX の更なる深化)…令和5～6年度を集中推進期間として位置付け、徹底的な伴走支援により一気に底上げを図る。国策として推進する GIGA スクール構想の1人1台端末について、公教育の必須ツールとして着実に進める。

※ 活用頻度の高い学校ほど、校長の効果認識があがっている。

所感

これからの学校教育はネットワークの活用、学習のデジタル化を整備し、それらを基にデータを活用して学習指導や教育行政が改善されていくことになる。教師、生徒、保護者が子供の教育データを共有して随時課題の克服につなげることが出来る。

概要 : インクルーシブ教育について

文部科学省:初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育企画官
生方祐様
初等中等教育局特別支援教育課 指導係 山本美幸様

特別支援教育の充実について

1. 特別支援教育の現状について

・特別支援学校の児童生徒の増加の状況

義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。通級による指導の利用者数は2.5倍。

・特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

障害のある子供に対し、多様な学びの場において少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

・通級による指導の概要

通級の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。

2. 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告について

- ・現状は全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性がある。
- ・他校通級は児童生徒や保護者の送迎等の負担。高等学校では通級による始動が必要と判断された生徒が受けられない実態がある。
- ・障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍・より専門的な支援が必要。
- ・障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要。

3. 特別支援教育を担う教師の専門性向上

- ・学校に配置されている教員の雇用形態は正規教員が約63,899人(81.43%)、臨時的任用教員13,274人(16.92%)
- ・校長の特別支援教育に関わる教職経験は、経験のない校長は小学校で70%、中学校で73.2%。
- ・特別支援学校の教員の免状保有率の向上に向けて、免状保有率は87.2%で上昇傾向。

4. 教職員人事に関する各種施策

- ・教師の採用段階で特別支援教育に関わる経験等を考慮する等の工夫を行うこと
やすべての新規採用職員がおおむね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めること及び、管理職の登用に当たっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮することを要請。

5. 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による特別支援教育の実現に貢献

インターネットによる講義配信【NISE 学びラボ～特別支援教育 eラーニング～】

- ・障害のある児童生徒の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE 学びラボ」特別支援教育 eラーニング事業を展開している。

所感

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由など特別教育を受ける児童生徒が増えていることを実感した。今後、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導など個別の教育支援計画を立て家庭や地域、医療、福祉、保健等との機関と連携をして、長期的な支援計画をしていく必要がある。

概要 : こども政策について～こども基本法・こども大綱等～

研修時間: 9:45～11:15

こども家庭庁 長官官房参事官(総合政策担当) 付 参事官(計画担当)

新田様

1. こども家庭庁とは

・こども家庭庁のスローガンは「こどもまんなか」こども・若者がぶつかる様々な課題を解決し、大人が中心となって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔。

2. こども家庭庁の役割

- (1) 子供政策の司令塔としての総合調整
- (2) 省庁の縦割り打破、新しい政策課題や隙間事案への対応
- (3) 保健・福祉分野を中心とする事業の実施

3. こども家庭庁の基本姿勢

- (1) こどもや子育て中の方々の視点に立った政策立案
- (2) 地方自治体との連携強化
- (3) 様々な民間団体とのネットワークの強化

4. こども基本法とこども大綱

目的: 日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、時代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、おかれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

所感

令和5年4月3日に子ども家庭庁は内閣府の外局として厚生労働省、内閣府の関連部局を統合して発足。地方自治体職員や外部からの公募を合わせ430人体制でスタートした。この組織に近いものとして三次市にはネウボラみよしということも家庭総合支援拠点があるが、子育てに関して相談員が必要な機関につないだり、関係サービスを紹介している。これはあくまでも子育て支援であるが、

子ども家庭庁はこども・若者・子育て当事者の意見を反映する機関としている。

三次市議会は県立三次中学校や18歳から投票権がある、三次高校、青陵高校、日彰館高校の生徒などと意見交換しながら、生徒たちの意見を市政に反映できないか、また、生徒に政治の関心を持ってもらえるよう意見交換の課題としている。

視察等報告（復命）書

三次市議会議員 様

報告者氏名 鈴木 深由希

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	杉原利明	経理責任者	齊木亨
視 察 議 員	鈴木 深由希			
期 間	令和6年2月1日（木）			
視 察 先	衆議院会館			
視 察 用 務	中山間地域の農業について			
視察先対応者	農林水産省農村振興局			
概要及び所見	【中山間地域について】 ○山間地およびその周辺の「中山間地域」は国土の骨格部分に位置している地域。 ○中山間地域の農家数や農業世帯、耕地面積のそれぞれ焼く4割を占める。 ○我が国農業・農村の中で重要な役割を果たしている。 【中山間地域の農業への支援について】 ○中山間ルネッサンス事業 ○中山間地農業推進対策 ○農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ○最適土地利用総合対策 ○山村活性化支援交付金 ○中山間地域所得確保対策 ○新規就農者育成総合対策 ○中山間地域等直接支払い交付金 【食料・農業・農村基本法の改正の方向性について】 食料安全保障の抜本的な強化・環境と調和のとれた産業への転換・人口減少下に置ける生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持			

	【研修成果】 農業者が生かさず殺さずの状況のまま食を守ってきていること。農業経営を工夫し努力しているが、補助金頼みだからだめだと批判されている。 父ちゃん母ちゃんの守る農地、守り手が居なくなっていく対策を農地集約、大型農家にシフトする政策にずっと疑問視してきている。 地域のコミュニティの強化は同調する。 農家の一員として、農地を守っていくことを知恵を絞り、汗をかいていく。 様々なメニューを自治体は活用し、農業者への指導を一層進めてもらいたい。
--	--

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 鈴木 深由希

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	杉原利明	経理責任者	齊木亨
視 察 議 員	鈴木 深由希			
期 間	令和 6 年 2 月 1 日（木）～2 月 2 日（金）			
視 察 先	衆議院会館			
視 察 用 務	文部科学省研修			
視察先対応者	総合教育政策局政策課・子ども家庭庁・初等中等教育局特別支援教育課			
概要及び所見	【教育DXの活用事例について】 教育において将来を見据えて3段階の構想を進めていく。教育データの利活用に係る論点整理の中間まとめ。定義・原則・目的の概要。自治体、事業者ごとにバラバラな定義、教育データやノウハウ・知見を全国レベルで共有、新たな価値観創設、学びの在り方を改革、日本全体の教育水準の向上を目指す。 GIGA スクール促進事業、運営支援センター整備事業、等で顕在化した自治体間格差を解消。 【第4期興基本計画について】 平成18年全面改正教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。第3期（平成30年～令和4年度）の成果と課題。一人一台端末整備。35人学級計画的整備。通級による指導に係る教員定数の基礎定数化。不登校児童生徒割合増加。自殺者増加。 第4期令和5年6月16日閣議決定）教育振興計画コンセプト主体性、リーダーシップなどを備えた人材育成。多様な個人が幸せ生きがいを感じられるよう教育を通じてウェルビーイング向上。 【子ども家庭庁について】 長官官房、成長局、支援局の1官房2局体制。			

	長官官房（子ども、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合政策）成育局（幼児期までの瀬部手の子どもの育ちの保障、全てのこどもの居場所づくり）支援局（困難な家庭子どもに対する切れ目のない包括的支援、自動虐待防止、自殺対策、貧困対策、一人親家庭の支援、障害児支援） こども基本法とこども大綱（令和５年１２月２２日閣議決定） 【自治体こども計画策定支援について】 市町村こども計画策定支援、補助金、 【こども・若者の意見反映の仕組みづくり】 こども家庭庁長官通知（令和５年１１月１７日） 【特別支援教育の充実について】 特別支援学校児童生徒数の増加。通級指導児童生徒数増加。 インクルーシブな学校運営モデル事業（令和６年度０．８億円予算） 【研修成果】 HP、報道等で組織、取り組み、地方自治の役割、理解、周知するには難しく感じていたが、直接、資料をもとに説明を受けることができたことは有意義であった。大きく構想が打ち出されているが、末端まで届くのか、本来の一番重要と考える、地域間格差がどこまで埋まるのか。子育て、教育に携わる方々の熱量に期待する。 社会の理解、協力も必要と思う。丁寧な必要があると感じた。
--	--

研修等報告(復命)書

三次市議会議長 様

真正会
横光春市



下記のとおり、研修が終了したので報告します。

	会派代表者		経理責任者	
視察議員	真正会：杉原利明 齋木 亨 横光春市 他 会派ともえ、公明党			
期 間	令和6(2024)年1月31日(水) 14時～			
研 修 先	衆議院第一議員会館 ・ 参議院議員会館			
研 修 用 務	令和4年度特別交付税の増額要望について陳情			
対 応 者	衆議院議員 岸田文雄事務所、 小島敏文事務所 小林史明事務所、 石橋林太郎事務所 佐藤公治事務所、 畦元将吾事務所 斎藤鉄夫事務所、 平林 晃 事務所 参議院議員 宮沢洋一事務所、 越智俊之議員 森本真治事務所、 三上絵里事務所 宮口治子事務所			

【内容】

令和5年度特別交付税の増額要望について、会派ともえ、会派真正会、公明党の市議会議員10人で、広島県選出議員に陳情を行う。

【所見】

1月31日は衆議院は本会議中であり、衆議院議員は秘書に、参議院議員は本人や秘書に各自治体の特別交付税の交付額についての要望額や交付額について状況を意見交換するとともに、市長が陳情後に改めて議員としても陳情することも必要と考えている。

【写真】



期 間	令和6(2024)年2月1日(木) 10時～
視 察 先	衆議院第一議員会館
研 修 用 務	食料・農業・農村基本法の改正の方向性について 新規就農者育成総合対策について 中山間地域の農業について
視 察 対 応 者	農林水産省 経営局 就農・女性課 経営専門官 青木 隆子氏 〃 大臣官房 政策課 課長補佐 東 孝 憲 氏 〃 農村振興局 農村政策部 地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室 室長 野村 隆 孝 氏 〃 中山間地域・日本型直接支払室 直接支払調査係長 西村 大 氏

【研修内容】

食料・農業・農村基本法の改正の方向性について

食料・農業・農村基本法は「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点から基本法の改正を行い、令和6年通常国会へ提出を目指す。

改正点の主な項目について説明を受ける。

新規就農者育成総合対策について

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴奏機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート等の取組の支援について説明を受ける。

中山間地域の農業について

中山間地域の農業の支援や中山間地農業ルネッサンス推進事業での取組について、説明者が実際に取り組んだ事例を示しながらの説明を受ける。

【所見】

受講議員からは三次市を取り巻く現状を交えながら実態を説明し、基本法策定について、併せて今後の農業推進について要望した。

また、農村・農業を守る点から、守るべき耕作を継続する農地と耕作ををあきらめる農地の推進も必要であり、併せて、農地の転用についても考えかたを話理解を求めた。

今後の農業・農村を守る、併せて、命を守っている農業についても研修を進め、三次市の農業のあり様についても研究し、活動しなくてはならない。

【写真】



期 間	令和6(2024)年2月1日(木) 13時30分～15時10分
視 察 先	衆議院第一議員会館 第 会議室
研 修 用 務	特別支援学級の充実について 第4期教育振興基本法計画について 教育DXの活用事例について
視 察 対 応 者	文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育企画官 〇〇〇 氏 指導係 〇〇〇 氏 〃 総合教育政策局政策課 課長補佐 〇〇〇 氏 〃 初等中等教育局 学びの先端技術活用推進室 専門官 〇〇〇 氏 〃 総合教育政策局教育DX推進室 室長補佐 〇〇〇 氏

【研修内容】

特別支援学級の充実について

「直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する中で、特別支援教育を受ける児童生徒数は場移動している」等、支援が必要な児童生徒数の中で、校長が、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で70%、中学校で73.2%であり、人事配置について、国として要請はしても、実際の人事は都道府県にありなかなか進まない状況等の説明を受ける。

また、国立特別支援教育総合研究所の紹介もあり。

第4期教育振興基本法計画について

平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画が「教育振興計画」である。

第4次教育振興計画は令和5年度から令和9年度までの5年間の計画である。

第4次教育振興計画のコンセプトは「続可能な社会」と「日本社会の目指す方向」であり、ウェルビーイングの向上である。その指標等について説明を受ける。

教育DXの活用事例について

教育DXのイメージとしては、教育においても将来的な第4段階までを見据えて、前向きな変化を進めていく。現在の取組は大半が第1段階であり、速やかに第2段階の実行と、第3段階の構想を進めていく。

第1段階はデジタイゼーション＝アナログ・紙をデジタル化することで学習や業務を効率的・効果的にする。第2段階はデジタルライゼーション＝デジタル技術・データ活用による学習指導・教育行政の改善・最適化する。第3段階はデジタルトランスフォーメーション＝学習モデルの構造等が質的に変革し、新たな価値を創出する。

等の説明を受ける。

GIGAスクール構想の推進では、一人1台端末の着実な更新をするために、令和6年度から7年度に補助基準額55,000円補助率3分の2の補助制度により自治体支援を行う。また、残りの3分の1は地方交付税に算入すると説明あり。

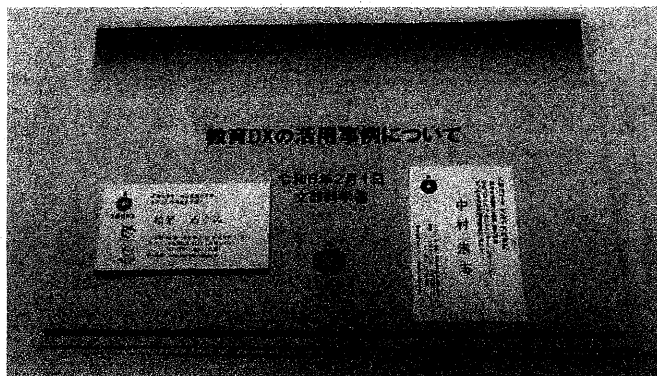
【所見】

10年前より支援を必要とする児童生徒が多くなっていることは実態として感じるが、未就学児から支援が必要な児童を把握し、保護者(祖父母も含め)に理解を求め支援をすることが必要と考える。

100年の許は教育にあると言われる。生きるための教育が必要ではないかとも考える。児童生徒中心の計画となりがちだが、今必要なのは社会教育ではないかとも考える。青年教育、保護者になってからの教育をしっかりとしないと、若い人たちの生き方を見ると、変に自信をもって机上の理論的な意見が多い感がある。しっかりと社会教育が必要と考える。

教育DXについては必要で、時代に乗り遅れないように、また、活用方法についてもしっかりと指導、教育者(教員)が活用しやすいような、活用できるように下支えがないと、教員によって児童生徒にしっかりと教えられる。そこにも力を入れてほしいとも考える。

【写真】



期 間	令和6(2024)年2月2日(金) 9時30分～11時
視 察 先	衆議院第一議員会館 第 会議室
研 修 用 務	こども政策について(こども基本法・こども大綱等)
視 察 対 応 者	こども家庭庁 長官官房参事官付 参事官補佐 XXXXXXXXXX 氏

【研修内容】

こども家庭庁の役割やこども基本法の目的や基本路年について説明を受ける。

都道府県子ども計画、しちようそん子ども計画策定に当てって、自治体が地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえた「こども計画」策定経費に対し支援があることの説明

(補助基準額 市町村 3,000万円 補助率50% 補助上限額 1,500万円)

地域少子化対策重点推進交付金(5年度補正額90億円・6年度当初予算案10億円)等の説明を受ける。

【所見】

こども家庭庁はスローガンとして「こどもまんなか」を掲げておられるが、このスローガンのみが一人歩きしてはどうかと感じる面があった。子育て支援のために、教育が必要であり、小中学校での教育、結婚前の青年教育、決行後の教育といった社会教育の必要性を文科省の講師に思いを語らせていただいた。

結婚のための経費や子度立て等の経費負担を支援することも必要とは考えるが、権利意識ばかりのを主張すると言うよりも権利と義務をしっかりと教育すること等をつくづく思うところもある。

【写真】

